

再生可能エネルギー固定価格買取制度における平成 25 年度新規参入者向け調達価格等の改正に対する意見

平成 25 年 3 月 22 日
日本商工会議所

地球温暖化対策の観点から、再生可能エネルギーの導入は推進していくべきであり、再生可能エネルギー固定価格買取制度は、そのための一方法である。

しかしながら、本制度は電気料金に賦課することにより、経営の厳しい中小企業やそこで働く従業員、低所得者を含め、広く国民負担を伴うものであり、調達価格等を決めるにあたっては、国民負担の妥当性、制度の効果等について、十分に情報が開示され、慎重な検討が行われる必要がある。

そのため、平成 25 年度新規参入者向け調達価格等の改正に関する意見募集に対して、下記のとおり意見を提出する。

記

1. 調達価格等の見直し

以下の観点を踏まえ、調達価格等の見直しを検討すべきである。

(1) コストデータの更なる検証

実際に電気の供給を開始した事業者から提出されたコストデータを確認し、太陽光発電について調達価格を改定したことは妥当だが、電気の供給を開始した事業者は少なく、調達価格算定根拠の妥当性が十分に確認されたとはいえない。その他の費用は概ね事業者の申告通りとなっており、更なる検証が必要である。

(2) 内部収益率の引き下げ

調達価格は概ね事業者の申告が認められた費用に、「適正な利潤」として標準で 7～8% の内部収益率を上乗せしている。現下の我が国の経済状況を踏まえれば、3 年間の利潤に特に配慮する期間とする特措法の規定を勘案しても、ほぼノーリスクで内部収益率を標準 7～8% と設定することは「適正な利潤」として過大すぎるため、引き下げを検討すべきである。

(3) 国民負担の増大

平成 25 年度の賦課金は 0.4 円/kWh となる見込みである。平成 26 年度には平成 24 年度に認定を受けた全設備が運転を開始するだけで、賦課金額は 0.5 円を上回ることが予想される。法案成立前の審議会や国会等では、政府より制度施行後 10 年後に最大限賦課金が上昇した際も 0.5 円を上回らないようにするとされていたところであり、電気料金が上昇傾向にある中、賦課金額上昇を抑制するための見直しが必要である。

(4) 国民負担の妥当性

今後、急激に増大する可能性のある賦課金の見通し等について、情報開示が不足している。また、賦課金以外にも送電網整備など多額の国民負担が生じる可能性が指摘されている。

国民負担を伴う制度である以上、国民負担の程度や導入の見通し、制度の効果等について、十分な情報開示を行い、国民負担の妥当性を説明することが必要である。

(5) 技術革新の阻害

過度に高い調達価格を続けることは、コストダウンや供給の安定化に向けた事業者の技術革新の努力を阻害する恐れがある。

2. 再生可能エネルギー特別措置法の見直し

政府は新たなエネルギー基本計画の策定に着手したところであり、特措法自体の見直しを検討すべきである。

特措法は調達価格の決定を、事業者の費用と利潤を勘案して行うことを基本としているが、国民負担を伴う制度である以上、導入の見通し、費用や国民負担の総額について、我が国のエネルギーや地球温暖化対策の計画と整合性のとれた目標値や歯止めがあるべきである。

なお、制度を急激に変更することは難しいが、国民負担の増大も急激に進むことが予想されることから、見直しの検討は早めに着手する必要がある。

3. 調達価格等の見直し、今後の検討にあたっては、調達価格等算定委員会の委員に、産業界の電力ユーザーの立場の委員を加えるべきである。

4. 調達期間内であっても、国民負担が過大なものになる場合には、調達価格を引き下げるべきである。

以上